

## 遊歩道案内看板設置工事（巣栗溪谷）

### 公募型プロポーザル実施要領

#### 1 概要

##### (1) 工事名

遊歩道案内看板設置工事（巣栗溪谷）

##### (2) 目的

武石地域の代表的な景勝地である巣栗溪谷については、経年劣化に加え令和元年東日本台風により、遊歩道等被害を受け景勝地として大きなダメージを受けた。

台風災害以降、景勝地としての復活を目指し、遊歩道等の復旧工事をすすめ、令和5年度末をもって完了した。

しかしながら導線は確保できたものの、既存の案内看板はデザインも統一感がなく老朽化が進んでいる状況で、地域課題となっている有望な観光資源が活かされてない現状を解決することを目的に、新たな案内看板の設置を行うものである。

##### (3) 工事内容

（遊歩道案内看板設置工事（巣栗溪谷）仕様書）（以下「仕様書」という。）のとおり

##### (4) 工事期間

契約締結日から令和8年12月28日まで

##### (5) 上限額

9,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※当該金額は、提案において提示できる金額の上限であり、契約金額ではないこと。

#### 2 応募資格

プロポーザルに応募できる者は、本実施要領の公告日から契約候補者の決定日までに次の全ての要件を満たす者とする。なお、複数の者による共同提案も認めるが、その場合、応募資格の全ての要件を満たした代表者を定めるものとし、市との契約の当事者は当該代表者とする。また、単独で提案した者を共同提案の構成員とすることはできない。

(1) 令和7・8・9年度上田市工事入札（見積）参加願提出業者名簿に登録されている者であること。

(2) 本市から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(4) 応募する者及びその関係者が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成

3年法律第77号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員及び上田市暴力団排除条例(平成24年条例第6号)第2条第2項に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申し立てをしていない者であること。
- (6) 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を完納している者であること。
- (7) 受託業務遂行のため十分な専門性、技術力及び体制が整っていること。

### 3 応募方法

公募型プロポーザル方式によって、本工事に係る提案を厳正かつ公平に審査し、契約候補者を選定する。プロポーザルへの応募に当たっては、次に示す書類を期日までに提出すること。

#### (1) 提出書類

- ア 遊歩道案内看板設置工事(巣栗溪谷)企画提案書等提出届(様式第1号)
- イ 遊歩道案内看板設置工事(巣栗溪谷)業務委託提案書(様式第2号)
- ウ 見積書(様式第3号)及び見積内訳明細書(様式任意)  
提案に係る費用の総額は、上述「1 (5) 上限額」に定める金額を超えないこと。  
また、見積内訳明細書の様式は任意とする。
- エ 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税に滞納がない証明の写し(提出日前3か月以内に発効されたもの。)

#### (2) 書類作成上の注意

- ア 提出書類の規格はA4判とし、15ページ以内とすること。A3判は2ページとして扱い、A4判と同じ大きさになるよう三つ折りにすること。なお、表紙、裏表紙、目次はページ数に含めない。
- イ 提出書類は資料毎に両面印刷し、(1)提出書類(アイウエ)順にファイル(片とじ、横書き)に綴り、提出すること。
- ウ 提案は1提案とし、複数提案は認めない。
- エ 提案にあたり写真、記事、イラスト等を使用する場合は、必要に応じて所有者等から承諾を得ること。
- オ 提案者は誰もが容易に理解できるように、できるだけ専門用語を使用せず、平易な表現とすること。

カ 本工事を辞退する場合は辞退届（様式第4号）を提出すること。

(3) 提出部数

正本1部、副本8部、CD-R又はDVD-R 1枚

(4) 提出期限

令和8年9月11日（金）17時必着 ※期限後の提出は受け付けない。

(5) 提出方法

郵送又は持参にて提出。なお、郵送の場合は事前に電子メールにて武石産業観光課（tsangyo@city.ueda.nagano.jp）に、その旨を連絡してください。

(6) 提出先

〒386-0592 長野県上田市下武石742番地 上田市武石地域自治センター産業観光課

#### 4 質問及び回答

本工事に係る質問がある場合、次のとおり質問書を提出すること。

電話での質問には応じないが、いただいた質問内容に疑義が生じた場合は、質問者へ電話で問い合わせる場合がある。

(1) 提出書類

質問書（様式第5号）

(2) 提出期限

令和8年8月31日（月）17時必着

(3) 提出方法及び提出先

ア 電子メールにて産業観光課（tsangyo@city.ueda.nagano.jp）に送付すること。

イ 電子メールの標題は次のとおりとすること。

[メール標題]

【質問】遊歩道案内看板設置工事（巣栗溪谷）について

(4) 回答

ア 質問者へ電子メールで回答する。

イ 回答期限は、令和8年9月2日（水）とする。

#### 5 審査方法

提案は次のとおり審査する。

- (1) 審査は「遊歩道案内看板設置工事（巣栗溪谷）提案書審査委員会」を設置し、厳正かつ公平に審査を行う。
- (2) 審査は参加者から提出された企画提案書等、見積書、参加者によるプレゼンテーションに基づいて行う。
- (3) 提案者が1者であっても審査は行う。
- (4) プレゼンテーションは非公開とし、次のとおり行う。
- ア 日 時 令和8年9月18日（金）
  - イ 場 所 武石地域総合センター3階 大会議室
  - ウ 方 法 面談等
  - エ 実施時間 30分以内（質疑応答10分を含む。）
  - オ 提案順番 企画提案書の提出受付順
  - オ その他 プレゼンテーションの開催時間、その他必要な事項は提案書等提出期限後に別途通知する。
- (5) 選定方法
- ア 別紙「提案書審査基準表」に基づき、審査委員ごとに採点し、得点の最も高い者を契約候補者として選定する。但し、最も高い評価点数が発注者の求める最低水準（得点総計の6割）に達していないと判断された場合は、この限りではない。
  - イ 各審査項目において4段階評価（優、良、可、不可）とし、項目に応じて得点を算出する。
  - ウ 最高得点が同数の場合、次の基準に基づき契約候補者を選定する。
    - （ア）「優」の数が多い者を契約候補者とする。
    - （イ）「優」の数が同数の場合は、「良」の数が多いものを契約候補者とする。
    - （ウ）「良」の数が同数の場合は、「可」の数が多いものを契約候補者とする。
    - （エ）「可」の数が同数の場合は、委員の多数決で契約候補者を選定する。
  - エ 見積書の金額が「1（5）上限額」を超える場合は失格とする。
  - オ 参加者が1者であっても採点を行い、その結果最低水準（得点総計の6割）を上回る得点であった場合は、契約候補者とする。
- (6) 審査結果の通知
- プレゼンテーション審査後、1週間以内に全応募者へ結果を文書で通知する。

## 6 契約

- (1) 契約候補者と細部の仕様調整のうえ、契約締結は随意契約による。

- (2) 契約候補者との交渉が合意に達しない場合又は虚偽若しくは不正と認められる行為が判明した場合は、次順位以下となった応募者のうち順位が上位であったものから順に交渉を行うこととし、(1)と同様の方法により契約する。

## 7 本工事に係るスケジュール

提案書等受付期間	令和8年7月27日(月)から9月11日(金)17時まで
質問受付期間	令和8年7月7日(火)から8月31日(月)17時まで
質問回答期間(随時)	令和8年9月2日(水)
プレゼンテーション審査	令和8年9月18日(金)詳細は別途通知
契約締結	令和8年9月下旬(予定)

## 8 その他

- (1) 書類に虚偽あった場合、審査の公平性を阻害する行為が判明した場合は、応募は無効とする。
- (2) 一度提出した提案書等は、これを修正、変更、引き換え、撤回することができないものとする。
- (3) 提案書等は返却しない。
- (4) 提出された提案書等は非公開とする。
- (5) 提案内容に含まれる特許権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は参加者が負う。
- (6) 応募から契約に至るまでの費用は全て参加者が負担する。
- (7) 審査結果に異議申し立ては受け付けない。
- (8) 本要領に定めのない事項、または疑義が生じた場合、別途協議するものとする。